

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	県立学校の授業料等の徴収に関する条例		
条 例 番 号	昭和 33 年神奈川県条例第 3 号	法 規 集	第 14 編第 4 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	教育委員会教育局教育財務課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 225 条及び第 227 条並びに学校教育法第 6 条の規定に基づく神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における授業料その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	受益者負担の原則及び負担の公平性を保つため、現在においても授業料その他の費用を徴収する必要がある。この条例は、地方自治法第 228 条第 1 項の規定に基づき、神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における授業料その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	授業料その他の費用の徴収及び徴収額並びに減免等の必要事項を定めていること、また、現行の授業料等の徴収額についても、地方交付税算定基準単価の改正にあわせた見直しを適宜行っており、有効である。	○授業料収入 平成 19 年度 11,384,661,903 円 平成 18 年度 11,551,066,309 円 平成 17 年度 11,862,698,250 円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	授業料等の徴収額については、社会情勢の変化等に応じた見直しを適宜行っており、効率的である。また、授業料等の減免の定めにより、経済的困窮者等への要求にも対応しており、効率的に機能している。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	負担の公平化や必要な行政サービスとの関係を定めるものであり、県の基本方針に齟齬をきたすものではない。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方自治法及び学校教育法の規定に基づき、授業料その他の費用の徴収に関し必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	県立学校の授業料等の見直しに応じて適宜改正を行う。
次回見直し予定	平成 26 年度	見直し規定の有無	有 無